

南九州市公営企業管理訓令第3号

南九州市水道課事務分掌規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

南九州市公営企業管理者
南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市水道課事務分掌規程等の一部を改正する訓令

(南九州市水道課事務分掌規程の一部改正)

第1条 南九州市水道課事務分掌規程(平成19年水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南九州市建設水道課事務分掌規程

第1条中「水道課」を「建設水道課」に改める。

第2条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 水道業務係

(2) 水道工務係

別表第1の1の表中「業務係」を「水道業務係」に改め、「15 課内の連絡調整及び課内の庶務に関すること。」及び「16 他の係の所管に属しないこと。」を削り、「工務係」を「水道工務係」に改める。



別表第2中「重要」を「充用」に改める。

(南九州市公営企業公印規程の一部改正)



第2条 南九州市公営企業公印規程(平成19年水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表企業出納員印の項中「水道課長」を「建設水道課長」に改める。

同表課印の項中

「」を「」に、「水道課長」を「建設水道課長」に改める。

同表職務代理者印の項中

「」を「」に、「水道課長」を「建設水道課長」に改める。

(南九州市公営企業会計規程の一部改正)

第3条 南九州市公営企業会計規程（平成26年水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「水道課長」を「建設水道課長」に改める。

(南九州市公営企業資金管理及び運用に関する取扱規程の一部改正)

第4条 南九州市公営企業資金管理及び運用に関する取扱規程（令和7年水道事業管理訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「水道課長」を「建設水道課長」に改める。

第7条第1項及び第2項中「水道課長」を「建設水道課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。